

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 2 日 (金) 第 368 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 海岸保全区域の廃止 (漁港漁場課取扱い) 1
- 海岸保全区域の指定 (漁港漁場課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 海岸保全区域の廃止 (河川課取扱い) 2
- 海岸保全区域の指定 (河川課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第843号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 4 年 12 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25416	令和 4 年 11 月 22 日	雑 誌	実話ナックルズ 12・1月合併号 04877-1	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25417			恋愛チェリーピンク 11月号 12080-11	秋田書店		
25418			絶対恋愛Sweet 10月号 15557-10	笠倉出版社		

鹿児島県告示第844号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和49年10月21日鹿児島県告示第1164号で指定した鹿児島県南諸島沿岸梶潟漁港海岸保全区域を廃止する。

令和 4 年 12 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第845号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 12 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

梶 瀉 漁 港 海 岸 保 全 区 域
鹿 児 島 県 薩 南 諸 島 沿 岸 梶 瀉 漁 港 海 岸

区 域	基 点	補 助 点
基点 1 から基点 3 までを順次直線で結んだ線並びに基点 3, 補助点 3 の 1, 同 2 の 1, 同 1 の 1 及び基点 1 を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 熊毛郡中種子町坂井字松ヶ建 28 番の標くいの点	1 の 1 基点 1 から 342 度 04 分 57 秒 60 メートルの点
	2 基点 1 から 71 度 54 分 21 秒 148 メートルの点	2 の 1 基点 2 から 344 度 56 分 56 秒 60 メートルの点
	3 基点 2 から 78 度 28 分 05 秒 124 メートルの点	3 の 1 基点 3 から 346 度 45 分 34 秒 70 メートルの点

鹿 児 島 県 告 示 第 846 号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4 年 12 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登 録 番 号	更新後の登録の有効期限	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	
						氏 名 又 は 名 称	住 所
鹿 児 島 県 肥 第 1286 号	令和 10 年 12 月 20 日	蒸 製 骨 粉	4 - 21 蒸 製 骨 粉	窒 素 全 量 4.0 りん 酸 全 量 21.0	該 当 な し	鹿 児 島 プ ロ フ ー ズ 株 式 有 限 公 司	い ち き 串 木 野 市 大 里 2762 番 地
鹿 児 島 県 肥 第 1287 号	令和 10 年 12 月 20 日	魚 か す 粉 末	9 - 7 か ご し ま 魚 粉	窒 素 全 量 9.0 りん 酸 全 量 7.0	該 当 な し	鹿 児 島 プ ロ フ ー ズ 株 式 有 限 公 司	い ち き 串 木 野 市 大 里 2762 番 地
鹿 児 島 県 肥 第 1288 号	令和 10 年 12 月 20 日	副 産 動 植 物 質 肥 料	グ ル テ ン フ ィ ー ド	窒 素 全 量 2.8 りん 酸 全 量 1.5 加 里 全 量 1.5	該 当 な し	株 式 有 限 公 司 サ ナ ス	鹿 児 島 市 南 栄 三 丁 目 20 番 地

鹿 児 島 県 告 示 第 847 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、昭和 33 年 4 月 1 日鹿 児 島 県 告 示 第 253 の 4 号 で 指 定 し た 海 岸 保 全 区 域 の う ち 次 の 海 岸 保 全 区 域 を 廃 止 す る。

令和 4 年 12 月 2 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

沿 岸 名	海 岸 名	地 区 海 岸 名	区 域 の 起 点 及 び 終 点
薩 南 諸 島 沿 岸	中 種 子 海 岸	梶 形 地 区 海 岸	起 点 熊 毛 郡 中 種 子 町 大 字 坂 井 字 下 切 返 98 の 1 番 地 終 点 熊 毛 郡 中 種 子 町 大 字 坂 井 字 立 中 峯 315 番 地

鹿 児 島 県 告 示 第 848 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和 4 年 12 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

梶潟地区海岸保全区域

鹿児島県薩南諸島沿岸中種子海岸梶潟地区海岸

区 域	
基点1から同5までを順次直線で結んだ線並びに基点5，補助点5の1，同3の1，同2の1，同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域	
基点1	（熊毛郡中種子町坂井字下伐返103番の標くい（北緯30度29分16秒，東経130度53分11秒）の位置）
基点2	（基点1から50度00分00秒149.00メートルの点）
基点3	（基点2から12度00分00秒143.00メートルの点）
基点4	（基点3から58度13分05秒88.00メートルの点）
基点5	（基点4から87度38分35秒24.50メートルの点）
補助点1の1	（基点1から346度45分34秒70.00メートルの点）
補助点2の1	（基点2から302度40分50秒69.00メートルの点）
補助点3の1	（基点3から322度25分05秒71.00メートルの点）
補助点5の1	（基点5から345度00分12秒81.00メートルの点）